

第2回 外国人技能実習制度の理念

外国人技能実習制度で注目しなければいけないのは、基本理念だ。はっきり言って、介護職種追加前は、制度に対する悪評が後を絶たなかった。最低賃金を下回る賃金、違法な長時間労働、職場でのパワハラなど、悪質な事例の数々。残念ながら、受け入れ側が基本理念を正しく理解していないことが背景にある。

他制度との比較

介護に従事する外国人を受け入れる方法は技能

しかし、こうした報道が伝わると一気に悪評が広がる。技能実習法には、実習生は保護すべき対象であり、労働力調整の人材ではないという趣旨の基本理念が明記されている。当たり前だが、トラブルやリスクを回避する

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



トラブル回避、まず理念認識を

実習制度以外に2つある(表参照)。1つは、2006年に始まったEPA(経済連携協定)だ。A(経済連携協定)インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国が対象。最終目標は介護福祉士試験合格で、資格取得後は国内の介護施設などで「特定活動」の在留資格で就労する。もう1つは外国人留学生として養成施設で2年以上学び、介護福祉士試験を受けて資格を取得し働く、いわゆる「在留資格『介護』」のコース。これは昨年9月に始まった。この2つに共通するのは、介護福祉士になれば日本で働き続けられて、家族も一緒に暮らせること。そう考えれば、長期的にみて施設の人材確保策として有効とも言える

制度	在留資格「介護」	EPA(経済連携協定、インドネシア・フィリピン・ベトナム)
目的	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	二国間の経済連携の強化
【留学】	外国人留學生として入国	(就労コース)
	介護福祉士養成施設(2年以上)	介護福祉士候補者として入国
	介護福祉士資格取得(登録)	介護施設・病院で就労・研修
【介護】	介護福祉士として業務従事	4年目に介護福祉士国家試験を受験
		介護福祉士資格取得(登録)
		介護福祉士として業務従事
※【】内は在留資格		

出典：法務省「在留外国人を取り巻く最近の状況と課題」

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理組合での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。

が、EPAの枠組みで入国するには、母国の学校で介護や看護を修めたなどの要件があり、実際の入国人数は年700人程度にとどまる。一方、技能実習制度はそれに比べて要件が緩や

かなため、より多くの外国人が入国するとみられる。母国への技術移転が主な目的で、人材確保の手段ではないが、多くの人材が入国するこの制度を適切に活用したいと考える施設も少なくない。

そこで次回は制度をどう活用したらよいか、実習生をどう受け入れたらよいか、私たち監理団体の業務から縮く。